

2025年度 東京都立産業技術高等専門学校における研究活動の不正行為等防止計画

東京都立産業技術高等専門学校における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（以下、規則という）第5条第4項に基づき、以下の通り2025年度東京都立産業技術高等専門学校における研究活動の不正行為等防止計画を定める。

今後、この計画に基づいて研究活動の不正行為等の防止に取り組み、実施状況を検証しながら、また、不正行為等を事前に防止する対応策の検討をさらに進め、必要に応じて対応策の内容を見直していく。

なお、この計画は策定から次年度の計画を策定するまで有効とする。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	対 応 策	実施時期
第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方		
5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任 (2) 研究機関の管理責任 研究機関において、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組を推進するべきである。	研究活動の不正行為等防止計画を策定し、不正行為を事前に防止する取組を推進する。	2025/7～ 2026/3
第2節 不正行為の事前防止のための取組		
1 不正行為を抑止する環境整備 (1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上 研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくことが求められる。	関係する全教員を対象に、学内研究倫理教育及びe-learningによる研究倫理研修を実施する。 <u>修了証の有効期限（3年）を迎える教員に対して、昨年度に引き続き、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のe-learning研修を順次再実施する。</u> <u>また、研究公正に係る各種通知や研修内容等についても随時全教員へ共有し、研究者倫理に関する知識の定着を図る。</u> 専攻科の全学生に対して、e-learning教材による研究倫理教育を実施する。	2025/4 (着任者)～ 2026/3(全員)